

対象年度		平成31年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		障害者介護給付事業						予算事業名		障害者介護給付費			
予 算 科 目	会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	障害者総合支援法				
			03	01	03	3001	経常経費						
総合計画体系	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分	主要事業					
	1-5自分らしく暮らせる障害者福祉の充実（障害者（児）福祉）												
	②社会参加と自立支援の充実						担当課係等	社会福祉課					
	1自立支援医療・給付の充実												
事業期間	継続（平成18年度～平成33年度）												
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】							【事業開始のきっかけや他市の状況など】						
障害者・児の心身状況、サービス利用の意向、介護者の状況及びサービス提供体制等を勘案し、適切な障害福祉サービスを提供することにより、障害者等が地域で安心して自立して暮らせるようにする。							平成18年10月に障害者自立支援法(現障害者総合支援法)が施行され、措置から契約となり事業を実施、サービスの提供制度が変更された。						
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】							【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】						
①障害者（児）の利用申請受理 ②障害支援区分認定調査及び障害者介護給付等支給審査会の開催 ③障害支援区分認定 ④申請者へ決定通知 ⑤障害者（児）指定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成 ⑥訪問系，日中活動系，居宅系サービスを行う指定サービス提供事業所において障害福祉サービスを利用 ⑦各事業所から国保連合会等を経由して給付請求を受ける。 ⑧市の適正執行の確認・審査後，各事業所へ給付費を支払う。							障害者及び難病患者で，障害支援区分認定を受けている者及び障害児						
【事業をとりまく環境の変化】							民間事業者の参入により指定事業者数が増加し利用者の選択肢が広がり，広域的にサービスを利用することができるようになってきた。						
【平成31年度 事業内容】				【平成32年度 事業内容】				【平成33年度 事業内容】					
○障害福祉サービスに係る給付 居宅介護・重度訪問介護・行動援護 ・重度障害者等包括支援・短期入所 ・療養介護・生活介護・施設入所支援 ・同行援護費 ○特に短期入所，生活介護，施設入所支援の利用増加を反映した。				○障害福祉サービスに係る給付 居宅介護・重度訪問介護・行動援護 ・重度障害者等包括支援・短期入所 ・療養介護・生活介護・施設入所支援 ・同行援護費 ○特に短期入所，生活介護，施設入所支援の利用増加を反映した。				○障害福祉サービスに係る給付 居宅介護・重度訪問介護・行動援護 ・重度障害者等包括支援・短期入所 ・療養介護・生活介護・施設入所支援 ・同行援護費 ○特に短期入所，生活介護，施設入所支援の利用増加を反映した。					
■事業費													
			H29年度		H30年度								
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	209,916	218,054						
	県		支	出	金	104,958	109,027						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	104,959	109,033						
歳入計（千円）			419,833		436,114								
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）		金額（千円）		金額（千円）								
	20 扶助費		419,833		436,114								
歳出計（千円）（A）			419,833		436,114								
伸び率（％）					3.87								
備考	総合計画65ページ 予算書70ページ												

平成29年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H29年度	H30年度	H31年度
活動 指標	介護給付費決定件数	件数	目標	350.00	350.00	350.00
			実績	237.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	介護給付費延利用人数	人	目標	2,800.00	3,000.00	3,000.00
			実績	3,008.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	障害者が地域で自立して生活するうえで必要なサービス・経済的支援である。
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	法に基づき行政が負担すべき事業である。
	手段の妥当性	A 妥当である	現在のやり方が一般的であり、特に問題はない。
効率性	コストの効率性・人員効率	B どちらとも言えない	障害の重症化、介護者の高齢化により在宅から施設入所へ移行する人や施設等を退所し地域生活に移行する人など、利用者の状態や利用状況の変化等により必要なサービス量は増減し、また法改正による新たな報酬加算が増加していくなど、どちらとも言えない。
公平性	受益者の偏り	A 偏りは見られない	目的とした対象者に対しては、概ね広く便益を提供している。
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	支援を必要とする障害者に対し必要なサービス提供を行い、成果を向上していかなければならない。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	必要なサービス提供ができている。
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
民間事業者の参入により指定事業者数が増加し利用者の選択肢が広がり、広域的にサービスを利用することができるようになってきた。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
利用者に必要なサービスが適切に利用できるよう適正執行の確認を行う。			

■方向性

1次評価（1次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☒ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 引き続き事業の適正執行を図る。
2次評価（2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置	企画調整会議の意見・考え方（1次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。